

## スポーツ普及振興対策事業助成金募集要領

令和7年6月25日

公益財団法人 本田記念財団

### 1. 各助成対象事業の受付期間

#### (1) スポーツ普及振興対策事業

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで（期限厳守のこと）

#### (2) 特別支援事業

財団事務局にお問い合わせください。

### 2. 申請方法

#### (1) 交付申請

当財団指定の公益2事業の交付申請書（様式1）、事業計画書（別紙1）、収支予算書（別紙2）、支出内訳書兼経費配分書（別紙3）、その他必要書類とする。

※ 様式は、下記 Web サイトからダウンロードしてご利用ください。

[Web サイト] <http://www.hondakinen.org/>

#### (2) 提出方法

・ 郵送及びメールにて募集期限（必着）までに提出してください。

なお、公印は省略しても差し支えありません。

・ 送付先

[郵 送] 茨城県小美玉市小川 136-12（〒311-3423）

[メール] [info@hondakinen.org](mailto:info@hondakinen.org)

・ 宛先

（公財）本田記念財団 事務局 宛て

### 3. 審査方法

交付申請書類の受領後、当財団の助成金選考委員会にて審査し、理事会において採否を決定します。なお、審査に係わる問い合わせは、いかなる場合であっても回答致しかねますのでご了承ください。

### 4. 採否の通知

助成金の交付が決定した際は、交付決定通知書を送付します。

### 5. 助成金の交付

交付決定又は確定後、様式10「助成金交付請求書」を提出してください。

・ 概算払又は清算払とし指定口座に振込みます。

## 6. 事業実施期間

スポーツ普及振興対策事業助成金実施要領（別記2）の4実施期間による。

## 7. 実績報告書類

助成金の交付を受けた団体が助成事業を完了したときは、その日から30日以内、又は当該事業年度の3月31日までに助成金実績報告書（様式8）を提出してください。

（詳細は、交付決定団体に連絡いたします。）

（注）実績報告書類受領審査後、確定通知書兼超過額返還通知書（様式9）を送付します。なお、交付済みの助成金に対象外となる経費等があったときは、返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

## 8. その他留意事項

- ・募集期限を過ぎた場合は、提出書類に不備がなくても受理しません。
- ・交付申請書類等については、より適正な審査を行うため、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- ・必要に応じて、申請書類の修正や条件を付して交付決定する場合があります。
- ・提出していただいた申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ・事業対象経費等など疑義が生じたときは、当財団にお問い合わせしてください。

### 【お問合せ先】

公益財団法人本田記念財団 事務局（金谷、我妻、笹目）

茨城県小美玉市小川 136-12（〒311-3423）

TEL：0299（57）2056

FAX：0299（57）2057

E-mail：[info@hondakinen.org](mailto:info@hondakinen.org)